

## 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

## 今週のことば

## 電池リパーパス

電気自動車などに搭載されていた使用済み電池を、定置用蓄電池など別の用途の製品に組込んで再利用すること。安全性と性能評価に関する日本発の国際規格が発行。

## ◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

7 / 8(月) 友引

9(火) 先負 北大西洋条約機構(NATO) 首脳会議

10(水) 仏滅 納期の特例を受けた源泉所得税の納付期限

11(木) 大安

12(金) 赤口

13(土) 先勝 ぼん迎え火

14(日) 友引 大相撲名古屋場所初日

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
7/ 1(月)	39,631 △ 48	161.01 ▼0.09
2(火)	40,075 △444	161.64 ▼0.63
3(水)	40,581 △506	161.75 ▼0.11
4(木)	40,914 △333	161.27 △0.45
5(金)	40,912 ▼ 2	160.76 △0.51

## 定額減税しきれない場合の調整給付Q&amp;A

令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税に対して定額減税が実施されていますが、減税しきれないと見込まれる方には調整給付が支給されます。

## ◆ Q &amp; A

Q. 調整給付とは？

A. 定額減税額が令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税額を基に算定)又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る方を対象に、定額減税で引ききれないと見込まれる額を支給します(当初給付)。また、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定した後、当初給付に不足額が生じた場合は令和7年以降に追加支給されます。

Q. 調整給付はいつ、どこから支給される？

A. 個人住民税を課税している自治体が給付額を算定の上、基本的に本年夏以降、支給が実施されます。対象者には自治体から調整給付に関する案内が届きますので、申請の手続きを行います(自治体によって案内の送付時期や手続きが異なります)。なお、調整給付に関して企業が行う手続きはありません。

Q. 調整給付額(当初給付)はいくらになる？

A. 給付額は、所得税の控除不足額と個人住民税の控除不足額の合計額を基礎として1万円単位で切り上げた額となります。例えば、控除不足額が1万円超2万円以下の場合、給付額は2万円です。

Q. 扶養親族の数に変更があった場合は？

A. 令和6年中に扶養親族が増えたことで調整給付額に不足がある場合は、令和7年以降に不足額が支給されます。なお、令和6年度分個人住民税に係る扶養親族の判定時期は令和5年末の現況によるため、個人住民税の定額減税額に変動はありません。

■この記事の詳細は、情報BOX201526

## フリマアプリ等で仕入を行った場合

古物商以外の事業者がフリマアプリ等を通じてインボイス発行事業者ではない事業者や消費者から仕入を行った場合(古物営業に該当しないものに限る)、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置(80%控除・50%控除)の適用を受けることが可能です。

この場合は、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等(電磁的記録を含む)と、経過措置(80%控除・50%控除)の適用を受ける旨を記載した帳簿の保存が必要となりますが、仕入先の氏名又は名称は「フリマアプリ等の名称及び当該フリマアプリ等におけるアカウント名」として差し支えないとしています。

## 「土地境界のみなし確認制度」の導入

土地の境界等を明確にする地籍調査(市町村等が実施)で現地調査等の通知に回答がない所有者がいた場合、周辺の土地も「筆界未定」となり取引が難しい土地になる等の問題がありました。

改正により「土地境界のみなし確認制度」が創設されたことで、現地調査や図面等調査の通知を複数回送付し、届いているにも関わらず所有者から反応がない場合に、筆界案を送付した上で20日以上経過しても意見の申出がなければ、筆界案の確認をしたものとみなして調査を進めます。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 定額減税から引ききれないと見込まれる場合の「調整給付」の概要とQ &amp; A

納税者と扶養親族（配偶者を含む）1人につき、令和6年分の所得税から3万円、令和6年度分の個人住民税所得割から1万円を控除する定額減税が実施されていますが、減税しきれないと見込まれる方には調整給付が実施されます。

## ◆調整給付の概要

定額減税の対象（令和6年分所得税もしくは令和6年度個人住民税所得割が課税されている方）であり、定額減税可能額が令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額を基にした推計額）又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回ると見込まれる方に対して、個人住民税を課税している自治体（市町村）が給付額を算定の上、以下のように調整給付の支給を実施します。なお、調整給付について企業が行う手続きはありません。

## ◎当初給付

令和6年夏以降、令和5年の所得状況（所得税・個人住民税）に基づき、定額減税で引ききれないと見込まれるおおむねの額が支給されます。

## ◎不足額給付

令和6年分の所得税と定額減税の実績額が確定した後、上記の当初給付では不足する金額があった場合は、令和7年以降に追加で支給されます。

## ◆調整給付（当初給付）の算定

調整給付額は、①所得税における控除不足額と、②個人住民税における控除不足額の合計額を1万円単位で切り上げて算出します。例えば、①+②が0円超1万円以下の場合は1万円、1万円超2万円以下の場合は2万円が調整給付額となります。

## ①所得税分控除不足額の算出

【定額減税可能額3万円×減税対象人数】－【令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税額)】

## ②個人住民税分控除不足額の算出

【定額減税可能額1万円×減税対象人数】－【令和6年度分個人住民税所得割額】

## ◆Q &amp; A

Q. 調整給付を受け取る場合は手続きが必要？

A. 調整給付の対象者には個人住民税を課税している自治体（市町村）から支給に関する確認書等が送付されます。申請方法は自治体によって異なりますが、マイナンバーカードを利用したオンライン申請、インターネット申請、確認書による郵送申請などにより手続きを行います。

Q. 住宅ローン控除等の適用を受けている場合は調整給付は？

A. 住宅ローン控除等の税額控除が行われた後の所得税額及び個人住民税所得割額から、定額減税で引ききれないと見込まれる額を支給します。

Q. 令和6年中に子どもが生まれ、扶養親族の数に変更があった場合、調整給付は？

A. 扶養親族の数が増えたことにより、令和6年夏以降に支給された当初給付額に不足があることが判明した場合は、令和7年以降の不足額給付において、差額が給付されることとなります。なお、個人住民税の定額減税額は、令和6年度個人住民税の扶養親族数（令和5年12月31日の現況による）に基づいて算定されるため、令和6年中に扶養親族数に変更があった場合でも変動はありません。

※確定申告を行わない給与所得者は、年末調整までに扶養控除等申告書等の提出が必要となります。

Q. 調整給付の対象者が亡くなった場合は？

A. 調整給付の支給にあたっては、対象者が「受け取る」旨の意思表示（受贈の意思表示）を行う必要があるため、本人が確認書の返送をするなどの給付を受け取る旨の意思表示をする前に亡くなった場合は支給されないこととなります。

Q. 所得税額はあるが個人住民税所得割額はない（又は所得税額はないが個人住民税所得割額はある）場合、調整給付は？

A. 定額減税の対象であり、所得税と個人住民税所得割のいずれか一方が課税されている場合、税額がない方についても定額減税で引ききれない額を給付することとしています。例えば、令和6年分推計所得税額2万円、令和6年度個人住民税所得割額0円の1人世帯の場合は、所得税分控除不足額1万円（定額減税可能額3万円－税額2万円）、個人住民税分控除不足額1万円（定額減税可能額1万円－税額0円）で調整給付額は2万円となります。